

お客様各位

お客様参加条件と日本出入国手続きのご案内

この度は、阪急交通社の海外旅行にお申し込みを賜り誠にありがとうございます。
出発日のツアー受付の際に、お客様のご旅行参加に必要な証明書等の確認をさせていただきます。
皆様にはお手数をおかけしますが、ツアー参加条件をご確認いただき、当日お忘れなくご持参いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。検疫、防疫当局の指示により、参加条件や証明書等が追加、変更される場合は別途ご案内申し上げます。

■ ツアー参加条件

次ページ以降の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』に記載している条件を満たしていること。

出発日当日の参加条件の確認について

ご旅行先の国・地域等が求める証明書、登録書等

訪問する国・地域の検疫ならびに防疫当局が求める入国・入境条件、航空会社等が求める搭乗条件を満たしていない場合、旅行にご参加いただけません。

次ページ以降の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。

なお、お客様にご準備頂いた証明書、登録書等はご旅行先の国・地域の入国・入境許可や航空会社等の搭乗許可を保証するものではありません。

◎ 参加条件を満たせなかったお客様は、ツアーにご参加いただけません。

お客様に起因する事由による取消となり、取消料の対象となります。

◎ いずれの場合も集合場所までの交通費や前泊等の費用はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

■ 外務省海外安全情報をご確認ください ～たびレジのご登録をお勧めします～

ご旅行先の国・地域の最新の安全情報を外務省海外安全ホームページでご確認ください。
たびレジにご登録いただきますとご旅行先を管轄する大使館、領事館が発信する臨時情報を受け取ることが可能です。



● 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>



● たびレジ登録ページ

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

■ 海外旅行保険加入を強くお勧めします

海外では一般的に医療費が高額となる場合があります。また、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等の自己負担が発生する恐れがありますので、疾病治療費用や、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険への加入を強くお勧めいたします。（クレジットカード付帯保険を利用される場合は補償内容をご確認ください）

阪急交通社がお勧めする保険商品につきましては、同封のパンフレットをご参照ください。

◎ ご旅行先の国・地域等が海外旅行保険加入を条件としている場合は、条件を満たす保険に加入する必要があります。後出の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』または、別紙「海外旅行保険加入のご案内」をご参照ください。

■ ご帰国時の手続き簡略化に必要なスマートフォンの携行のお勧め、ウェブサイトのご案内

ご帰国時の手続きに必要な事項の事前登録、審査をウェブで行うことができるサービスである、デジタル庁の Visit Japan Web（ビジットジャパンウェブ）サービスをご案内いたします。
このサービスでは、検疫手続き（必要な場合）、入国手続き（外国籍の方のみ）および、税関手続きの事前登録も可能となり、ご利用いただくことで、ご帰国時の手続きが簡略化されますので携行をお勧めします。

■ ご利用いただける空港（成田空港／羽田空港／関西空港／中部空港／福岡空港／新千歳空港／那覇空港）



● デジタル庁 Visit Japan Web サービス案内

<https://vjw-lp.digital.go.jp/>



● デジタル庁 Visit Japan Web マニュアル

https://www.vjw.digital.go.jp/manual/main/visitjapanweb_manual_ja.pdf

◎ Visit Japan Web の操作、必要事項の登録はご自身で行っていただく必要がございます。

（機微な個人情報を含むため、添乗員、ガイド等は操作や登録のお手伝いを行うことはできません）

■ 帰国時に感染症罹患症状を発症された場合

政府は新型コロナウイルス感染症に対する水際措置終了した後、2023年5月8日以降は感染症流入の監視をおこなうための、「感染症ゲノムサーベイランス（仮称）」を開始すると公表しております。

帰国時に発熱、咳など感染症罹患症状を感じられた場合は、検疫係官へお申し出ください。

グアムにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

■ 日本からグアムへの入国時

グアムでは感染拡大防止策に基づいた、入国時に提示が必要な証明書はございません。

※ワクチン接種証明書及び宣誓書は 2023 年 5 月 12 日より提示不要となりました。

(1) グアムデジタル税関申告書 (GUAM ELECTRONIC DECLARATION FORM)

グアムに入国する全ての旅行者は申請する必要があり、グアム到着 72 時間前から申請可能です。

- グアムデジタル税関申告書に関しては、下記にてご確認ください。

<https://cqa.guam.gov/>

(2) ESTA 申請 (ビザ免除プログラムで渡米する場合) または出入国カードの記入

出入国カード (用紙は機内配布) の記入が必要です。
ESTA (電子渡航認証システム) 認証済みの方は、出入国カードの提出は不要です。

«ESTA (電子渡航認証システム) を申請する場合»

- ・ESTA は渡航認証日から 2 年間有効です。
- ・ESTA 有効期間中にパスポートが変わる場合は新たに ESTA の取得が必要です。
- ・少なくとも渡米日の 72 時間以上前に ESTA の申請をすることを強くお勧めします。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us_esta.html

■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

グアム出国前 72 時間以内に実施した医療機関による PCR 検査または抗原定量検査 (※) で陽性反応が出た場合は、旅行者はグアムのホテルにて隔離が必要となります。

- 1、領事館への報告および滞在中の自治体の保険局に連絡し指示を受けます。
- 2、ホテルでは原則 5 日間の待機が必要となり、5 日目の検査結果が陰性であれば翌日の退所が可能となります。

(※) 有効なワクチンを 3 回以上接種済の方の出国前 72 時間以内の検査および陰性証明書の取得は

2022 年 9 月 7 日以降の日本帰国より不要となりました。

証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。

なお、令和 5 年 4 月 29 日以降に日本へ帰国される方については、有効なワクチン接種証明書又は出国前検査証明書の提示が不要となります。但し、海外で新たな感染症が発生した場合には、必要により日本帰国時の検疫措置が強化されることがあります。

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。